

スリランカにおける緊急事態宣言の発令

2022年4月2日
在スリランカ日本国大使館

- 4月1日夜、スリランカ大統領は、治安、秩序の保護及び生活に不可欠な物資・サービスの維持のため、「緊急事態宣言」を発令しました(同日発効)。
- 緊急事態宣言に伴う行動規制は発表されていませんが、3月31日、4月1日には夜間の外出禁止令が発令されていますので、今後のスリランカ政府の発表に注意してください。
- 今週末は多くの抗議行動の呼びかけが行われていますので、外出に際しては以下の注意事項に留意してください。

「注意事項」

- ・ スリランカ政府の発表や報道により、最新の関連情報の入手に努める。
- ・ 週末にかけ、多くの抗議行動の呼びかけが行われており、いつでも、どこでも抗議行動の場に居合わせる可能性があることに留意し、周囲の状況に常に注意を払う。
- ・ 特に抗議行動による道路封鎖や当局による規制等により、交通渋滞が発生する可能性が高い。
- ・ 抗議行動の場に遭遇した場合には、むやみに近づいたり、写真を撮影したりせず、警察等治安当局が現場にいる場合には、その指示に従って、速やかにその場を立ち去る。

○問い合わせ先

在スリランカ日本国大使館

電話: (国番号94) 11-269-3831

住所: 3rd & 4th Floor, M2M Veranda Office, No.34, W. A. D. Ramanayake Mawatha, Colombo 2

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きをしてください。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国・移転した方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>